

加東市マスコット「加東伝の助」公式ツイッター運用方針

(趣旨)

第1条 この運用方針は、加東市マスコット「加東伝の助」(以下「伝の助」という。)がソーシャルメディアサービスであるT w i t t e r (以下「ツイッター」という。)を情報提供の媒体として運用するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この運用方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章等を不特定のインターネット利用者に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 伝の助が設置・運用するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (8) ハッシュタグ ツイッターでキーワードやトピックを分類するために使う記号をいう。

(運営主体)

第3条 伝の助公式ツイッターの運営主体は、加東市とする。

2 アカウントの管理及びツイートの発信は、加東市マスコット管理主管課が行う。

3 アカウント管理者は、加東市マスコット管理主管課長とする。

(取得アカウント)

第4条 ユーザー名は、加東伝の助 @kato_dennosuke とする。

(アカウント運用者の明示)

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、ユーザー情報を市ホームページ上に明示する。

(アカウント運用方針の明示)

第6条 この運用方針で定められているアカウントの運営主体及び発信する内容等について、ツイッターのプロフィール欄に明示する。

(運用目的)

第7条 加東市は、ツイッターを活用し、伝の助が閲覧される多くの人々から、より親しみ

や愛着を感じていただけるよう、伝の助に関する情報をはじめ市政情報や市の魅力、イベント情報など幅広い情報を発信する。

(掲載内容)

第8条 公式ツイッターでは、次の各号に掲げる情報を発信することができる。

- (1) 伝の助に関する情報及び伝の助が見聞きした情報
- (2) 市が関与しているイベント情報
- (3) 市のホームページに掲載したコンテンツの表題、概要、リンクの情報等
- (4) その他市に関連する情報等

(発信時期)

第9条 原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの8時30分～17時15分の間に情報を掲載する。ただし、イベントなどで、上記時間以外にも情報を発信する場合がある。

(フォロー)

第10条 原則として、フォローは行わないものとする。ただし、次に掲げるアカウントについては、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 市とイベントなどを共催する団体
- (3) 市の情報発信の充実、拡大が期待できる団体又は個人等
- (4) 他自治体等のキャラクター

(リプライ及びリツイート)

第11条 コメントに対するリプライ及びリツイートは、アカウント管理者が、市に有益と判断した場合に必要な応じて行うものとする。

(ダイレクトメッセージ)

第12条 原則として、ダイレクトメッセージへの対応は行わないものとする。

(ハッシュタグの運用)

第13条 利用者の利便性向上のために必要と思われる時は適宜ハッシュタグを付与することができる。

(その他)

第14条 ツイッターに関し、必要が生じたときは、その運用を停止し、アカウントを削除するものとする。この場合において、市ホームページでその旨を公表するものとする。

(免責事項)

第15条 市は公式ツイッターを利用することで生じた直接、間接的な損失について一切責任を負わない。

附 則

この運用方針は、平成30年8月1日から施行する。

この運用方針は、令和元年6月12日から施行する。(改正)